

第1章 歴史と概要

第1節 萩外荘の歴史

萩外荘は、東京帝国大学（現・東京大学）教授で宮内省侍医頭を務めた入澤達吉の別邸「楓萩荘」として、昭和2（1927）年に建築された。設計者は入澤の義弟で建築家の伊東忠太である。客をもてなすことのできる邸宅を持ちたいという入澤の希望をふまえて建てられたこの別邸は、大学や宮内省を辞した入澤が退職後の日々を過ごし、身体的な静養をする場ともなった。入澤は、昭和11（1936）年に小石川区の邸宅を他人に譲渡しており、楓萩荘は入澤の本宅となる。



写真 1-1 創建時外観（個人蔵）



写真 1-2 入澤達吉（個人蔵）

政治家の近衛文麿が楓萩荘を初めて訪問したのは、昭和12（1937）年10月30日である。近衛は初めて訪れた楓萩荘について「周囲の景観に、いくらか武蔵野の倅を残して居るのも今時には珍らしく、建物も、さして広くはないが、斯界の権威伊東忠太博士

が、入澤博士と親戚の関係から、一切を任されて構想着工したといふだけあつて、和洋折衷、一種独特の様式で、特異の趣あるものなのが、ひどく自分の興味を惹いた」との印象を持った。また、「周囲の景観に、いくらか武蔵野の倅を残して居る」とした、丘の上に立地する楓萩荘の環境に関しては、庭の向こうに小川が流れる先には田圃が続き、「周囲の松林の間には紅葉も美しく、丘や原には、薄の穂が波打つてゐる」光景は、少年時代を過ごした目白を思わせ、久し振りにふるさとへ帰ったような感じがした、と述べている。当時の近衛は、同年6月の第一次近衛内閣組閣以降、「実に多忙」であり、「出来るなら遠方で無しに、而も変つた環境のところに住居を移し得たら、この気分の転換、心身の休養といふことの悩みも解消し得るだらう」と考えていた（以上の記述における引用元は、近衛文麿による「萩外荘清談（三）」（「政界往来」三月号、政界往来社、1940年）である）。



写真 1-3 近衛文麿（杉並区教育委員会蔵）

楓萩荘が近衛文麿に譲渡されたのは同年の末頃である。「萩外荘」の名は、萩窪へ移った近衛の体調が良いとの知らせを聞いて喜んだ元老・西園寺公望によって命名された。

昭和前期に総理大臣を3度務めた近衛が居住する萩外荘は、生活の場であっただけでなく、政治家や軍人が日常的に訪れる政治空間ともなった。昭和15（1940）年7月19日には、第二次近衛内閣の外相・陸相・海相の就任予定者（それぞれ松岡洋右・東條英機・吉田善吾）を招いてドイツ・イタリアとの連携強化や南方進出など、第二次近衛内閣の基本

方針を話し合った「荻窪会談」を開いている。また荻外荘は第二次近衛内閣の組閣本部ともなり、閣僚の選出が行われた。荻窪会談や第二次内閣組閣の様子は、新聞紙面にも大きく報道され、荻外荘は政治的な場として広く知られるようになる。また同年9月には、翌月に発足する大政翼賛会の中央人事を決める場ともなった。

日米開戦の約2ヶ月前である昭和16（1941）年10月12日には、第三次近衛内閣を率いる近衛が、東條英機陸相・及川古志郎海相・豊田貞次郎外相・鈴木貞一企画院総裁と共に中国における陸軍の駐兵問題について話し合った「荻外荘会談」が開かれている。日米交渉においてアメリカが最も強く求めた中国からの陸軍撤兵を東條陸相が拒否したことで、近衛は日米交渉の糸口を見出せず、同月16日に第三次近衛内閣は総辞職するに至った。荻外荘は政治の舞台となり、昭和期の歴史を動かす重要な会談が数多く行われた場所として機能したのである。

太平洋戦争終戦後の昭和20（1945）年12月、GHQに巣鴨拘置所への出頭を命じられた近衛は、出頭期限の同月16日に荻外荘の書斎にて自決した。

戦後には、戦時中に近衛と共に終戦工作に携わった吉田茂が、第一次吉田内閣退陣後の昭和22（1947）年から翌年の第二次吉田内閣組閣までの野党時代を中心に、荻外荘を間借りして短期間居住している。大磯を生涯の本拠地とした吉田であるが、荻外荘については「東京宅」として借用を希望した。昭和23（1948）年の第二次吉田内閣組閣に際し、荻外荘は吉田が人事の構想を固める場となった。

近衛没後も、荻外荘には次男・通隆氏をはじめとする近衛家が引き続き居住したが、昭和35（1960）年には、応接室や客間を含む東側半分が区外へ移築されることとなった。平成24（2012）年2月の通隆氏逝去が端緒となり、平成26（2014）年に、杉並区が荻外荘の土地及び建物を取得した。

第2節 土地の変遷

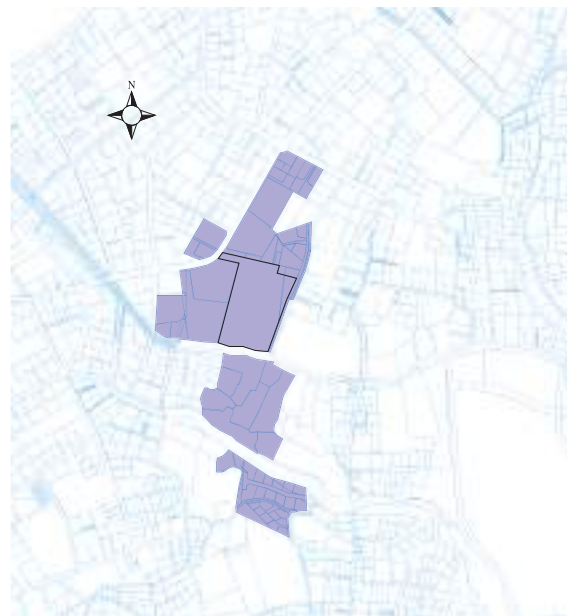
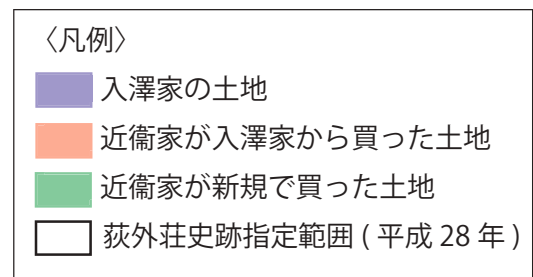
入澤達吉による楓荻荘（＝荻外荘）を含む荻窪の土地購入は、明治41（1908）年頃から確認できる。入澤の購入した土地は、庭の向こうに流れる善福寺川の先の地域に及ぶ。これは、「田園情緒」の漂う

荻窪別邸の環境を好んだ入澤が、その景観を保持するために土地を取得したことによるものといわれる（地図1-1）。

近衛家もまた、入澤が所有した土地のほとんどを購入している（地図1-2）が、豊島区内への建物東側部分の移築がなされた昭和35（1960）年には、荻外荘敷地とその北側部分を除いて、周囲に近衛家所有の土地はみられなくなっている（地図1-3）。

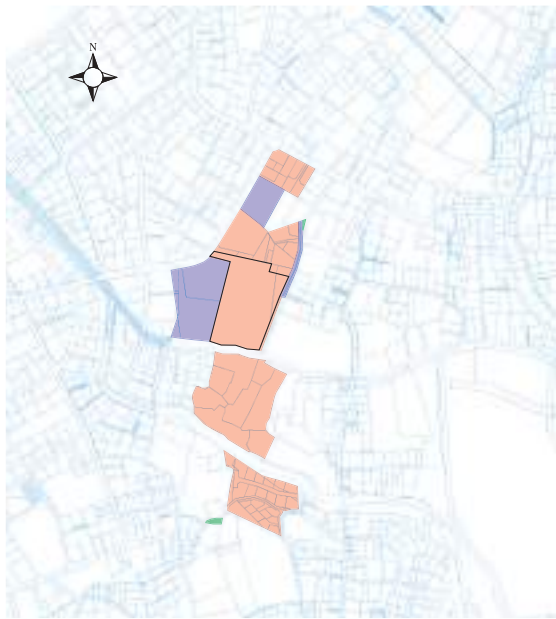
荻外荘は現在、JR荻窪駅南側に位置し、周辺には緑が多く閑静な住宅街が広がっている。荻窪駅との間には荻外荘と同様に、崖線の地形を利用した邸宅跡である大田黒公園や角川庭園など、かつての文化人の屋敷地が残る（地図1-4）。

《土地所有状況図》



地図1-1 昭和12（1937）年

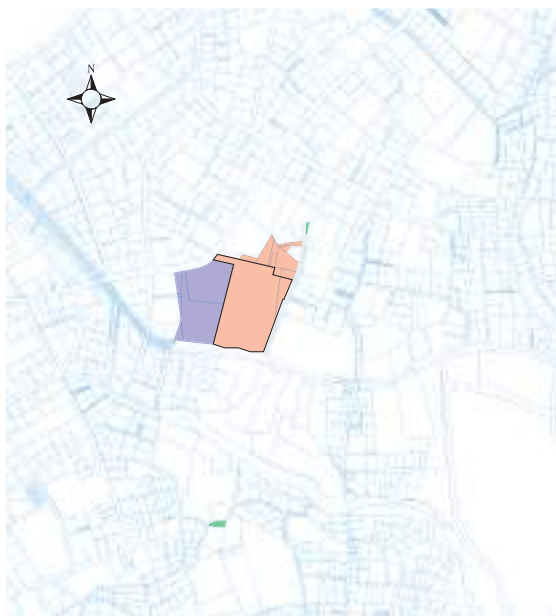
※平成29年の公図に旧土地台帳または登記簿（閉鎖謄本を含む）の情報を記載（→以下同じ）



地図1-2 昭和20（1945）年



地図1-4 平成25（2013）年



地図1-3 昭和35（1960）年

第3節 建物の変遷

荻外荘の創建時から現代に至る建物の主な変遷は6期に分かれる。保存活用計画で示された復元年代は「政治の場としての荻外荘」の時期であり、建物変遷期ではⅢ期からⅣ期にあたる。

第Ⅴ期における昭和35（1960）年の移築では、東側部分の玄関、応接室、客間などが豊島区駒込にある天理教東京教務支庁の敷地に移築され、建物は二つに分かれた。豊島区移築部分には、大きな改修が行われなかった一方、荻窪に残された建物には、時代の変化に合わせて大小の改修がなされた（第Ⅵ期）。

〈荻窪建物〉

第Ⅰ期－創建 建物は昭和2（1927）年に上棟、3年頃に完成。

第Ⅱ期－北側付属屋を改築。台所を増築。

第Ⅲ期－昭和12（1937）年12月に近衛文麿が荻外荘を購入。昭和13（1938）年頃、西側に別棟を増築し、正門を西側に移設。

第Ⅳ期－昭和18（1943）年頃に書斎および寝室を和室へ改修、玄関位置を東側に改修。

昭和20（1945）年12月に近衛文麿が書斎にて自決。

第Ⅴ期－昭和35（1960）年に東側部分の玄関、応接室、客間などが豊島区駒込にある天理教東京教務支庁の敷地に移築。玄関は北側に増築され、西側別棟に玄関が増築。

北側付属屋などは解体される。

第Ⅵ期－近衛文麿次男の通隆夫妻により、荻窪居住棟内部の改修が進む。

なお、豊島区に移築された建物にも、南向き玄関への改修や、外玄関への応接室敷瓦の再利用をはじめ、客間天井の改変および和室への改修、応接室の板間への改修などが加えられている。

移築部分は、平成30（2018）年の杉並区による建物の取得後に解体され、数年の保管を経て、近衛文麿居住期の昭和15～16年当時の荻外荘に戻すべく、令和4（2022）年から同6（2024）年にかけて、荻窪への再移築工事が行われた。

第4節 史跡の指定

平成27（2015）年7月、杉並区教育委員会は「荻外荘（近衛文麿旧宅）」の史跡への指定について、文部科学大臣に意見具申を行った。国の文化審議会は同年11月20日、荻外荘（近衛文麿旧宅）を国の史跡に指定するよう文部科学大臣に答申し、平成28（2016）年3月1日をもって史跡に指定されるに至った。

（1）指定通知

27庁財第464号

杉並区長 田中 良

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、荻外荘（近衛文麿旧宅）について、別紙のとおり史跡に指定します。

平成28年3月1日 文部科学大臣 馳 浩

（2）官報告示

文部科学省告示第26号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年3月1日 文部科学大臣 馳 浩

名 称	荻外荘（近衛文麿旧宅）
所在地	東京都杉並区荻窪二丁目
地 域	七四三番四、七四三番三一

第5節 荻外荘の文化財的価値と構成要素

平成29（2017）年策定の「荻外荘保存活用計画」において、荻外荘の本質的価値と構成要素を示している。

（1）本質的価値

昭和16（1941）年の日米開戦へと続く歴史的経緯を解明する上で、重要な意味をもつ近衛文麿とその内閣の政治の場となり、日本の歴史を大きく動かすこととなった場所として、日本政治史上重要である。

1. 三次におよぶ近衛内閣の政治活動が行われた場としての価値
2. 近衛最期の決断の場
3. 近衛による政治の場となった敷地と建物が残る

（2）構成要素

① 建物（居住）ゾーン

近衛が政治の場として活用していた時期に建物が建ち、建物に付属した庭や外構が整備されていた範囲。

② 導入路ゾーン

近衛による政治の場として活用されていた時期に、正門から入って各棟の玄関に至るまでの旧導入路を中心とする範囲。

③ 庭園ゾーン

敷地南側の斜面地と第一期整備工事により（仮称）荻外荘公園として整備された部分等で構成される範囲。

※「（仮称）荻外荘公園」は、平成29年当時の名称。